

「移行期正義の現状と課題～
国連旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY) とスレブレニツァ事件を事例に」

立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科
特定非営利活動法人 難民を助ける会
長(おさ) 有紀枝

要旨:

紛争後社会の平和構築の現場で、移行期の正義が大きな課題となっている。戦争犯罪人の処罰と政治的安定、あるいは「正義」と「和解」はどちらも重要事項でありながら、様々な矛盾や緊張関係をはらむことが指摘されて久しいが、ジェノサイドなど大規模な人権侵害の真相の究明(あるいは歴史認識・歴史的事実の構築)と、正義(法の裁き)も必ずしも一致しないことが明らかになっている。本報告では、「第2次世界大戦以来欧州で最悪の虐殺」と称され、また ICISS (介入及び国家主権に関する国際委員会)の『保護する責任』論誕生の背景の一つともなったスレブレニツァ・ジェノサイドを事例に、移行期正義の現状と課題について論じていく。さらに、スレブレニツァをダルフールやルワンダと比較し、ジェノサイドの予防の方策についても議論する。

1. はじめに

- ・ 拙著『スレブレニツァ あるジェノサイドをめぐる考察』(東信堂 2009)について
本書の意義と限界～裁判資料など
- ・ 「人間の安全保障」の視点からのジェノサイド(集団殺害)研究～領域横断的
- ・ 筆者の個人的体験から(NGO 職員としての現地駐在、ムラディッチ将軍との面識など)
- ・ ジェノサイド予防の重要性と世論～一度始まったジェノサイドは阻止できない？

2. 象徴的事件としての「スレブレニツァ」

【事件の概要】ボスニア紛争末期の1995年7月11日、国連の安全地帯に指定され、国連PKOのオランダ部隊が展開するムスリム人の飛び地スレブレニツァで起きた集団殺害事件。セルビア人共和国軍の攻撃によるスレブレニツァ陥落後約10日間でムスリム人の成人男性約7,500名が行方不明に。

- ・ ICTY 初のジェノサイド(集団殺害)罪適用事例～クルスティッチ判決(2001年)
- ・ NATOによる空爆実施や Dayton 和平合意締結の一因に
- ・ その後の国際社会の介入様式に方針転換
 - スレブレニツァ陥落後、安保理の「安全地帯」設置例なし
 - ポスト・スレブレニツァ～人権規範が国際社会の行動を鼓舞する傾向凋落？
 - 特に欧米の PKO・多国籍軍の政策決定者に無視できない課題を提供・バックボーンに
- ・ ICTY 判決と、歴史的アプローチ/ジェノサイド研究の違いがもたらすもの

平和構築のよく知られた課題(戦争犯罪人の処罰・正義 vs 和平・政治的安定・和解)に対し、もう一つの対立軸を提示

ICTY 判決～犯罪事実・刑罰の軽重認定(正義・司法)、法的真実(forensic truth)

≠

歴史・ジェノサイド研究～ 事件の全体像の解明・真相究明、実体的真実(material truth)

・ 不均衡な裁き(裁きの disparity)

セルビア人にとってのスレブレニツァ vs ムスリム人にとってのスレブレニツァ

クルスティチ(第1審:46年、控訴審(教唆:ほう助):35年) vs オリッチ(禁固2年)

3. スレブレニツァ・ジェノサイドの特徴

(1) ジェノサイド犠牲者と行方不明者を同一視する要因と背景

戦闘や地雷犠牲者を含む行方不明者数(7,500名)とジェノサイドの推定犠牲者数(6,000名)

- ① 司法のアプローチの特殊性と限界
- ② ムスリム人を無条件な被害者として扱う政治的配慮～縦隊男性の表記
 - (ア) 事務総長報告における表記
 - (イ) ICTY クルスティチ、ブラゴイエビッチ判決における表記
- ③ スレブレニツァを「ジェノサイド」とする試み
 - (ア) ムスリム人集団に対する攻撃の合法性
 - (イ) 戦争犯罪・人道に対する罪か、ジェノサイドか

(2) スレブレニツァ・ジェノサイドの特徴

- ① 国際社会の眼前での実施・虐殺と国際社会とのハイレベル会合が同時進行
- ② 国際社会の象徴の悪用～UNPROFOR(国連保護軍)の装備、国際人道法
- ③ 戦争(紛争)との密接な関係 (cf.1951年のジェノサイド条約)
- ④ 兵役年齢の成人男子(17~60才)に限定した殺害
- ⑤ 組織的な殺害と遺体の埋設・それを支えた VRS のロジスティクス(兵站業務)
- ⑥ 嘘と偽りの多用～国際人道法、捕虜交換、傷の手当
- ⑦ 密約の存在とボスニア政府への批判

(3) ジェノサイド発生のメカニズム

- ① 実行者
スレブレニツァ攻撃に参加した VRS 兵士～2万4千名
直接間接にスレブレニツァ事件に関与した軍人・文民の総数
→ 1万9,473名。内1万7,043名の氏名が特定(34名の運転手含む)
→「スレブレニツァ調査委員会」が OHR に名簿提出(2005年9月)
場面(攻撃・尋問・捕虜の移送・大量処刑と遺体の埋設・遺体の発掘・移送・再埋設)

に応じ →

- ・ 正規兵:ドリナ軍団・(ブラトゥナツツ・ズボルニク旅団)・破壊工作分遣隊
幕僚直轄の第 65 警護連隊)
 - ・ 非正規兵 (パラミタリー・アルカンの虎)
 - ・ 内務省所属の特殊警察部隊
 - ・ 郷土防衛隊・民間の清掃会社の徴用
- ② 大量虐殺の計画の立案者・実行の指示者～VRS 参謀本部
- ③ 事前の計画はなく、決定は 7 月 12～13 日頃(ムラディチのホテル・フォンタナ会議前後)
- ④ 大量殺害の目的・要因
- ・ 殺害の非合理性～ボスニア政府、国際社会との政治的交渉の切り札
 - ・ 複合的要因～「民族浄化」・復讐・連続して発生した想定外の事象への対処
 - ・ 論理性・合理性を超えた動機(ムラディチの心理状態)
 - ・ その他の背景～日常からの連続性

4. ルワンダ・ダルフル・スレブレニツァに共通の特徴

- ① 紛争との連関・国家の関与・発生前の兆候
- ② 国際社会の対応
- ・ 国際社会のプレゼンス・国連軍のマンデートと限界
 - ・ 和平交渉と同時進行
 - ・ NGO による人権侵害の告発
 - ・ 国際刑事裁判機構の存在とその課題
 - ・ ジェノサイドをめぐる言説

5. ジェノサイドの予防と発生後の市民社会の役割

- ・ 一度発生したジェノサイド・大規模な人権侵害は阻止しうるか？
国益の関係しない他者の人道危機に、国際社会はどこまで関与できるのか
世論を基盤とする、民主主義国家の限界
国連 PKO 展開までの所要時間(ROE:交戦規則の策定など) → 予防の重要性
保護する責任(R2P:Responsibility to Protect)
- ・ 紛争との連関～武力紛争勃発時には大量殺害が発生しうるという認識必須
(援助関係者・外交官、国連職員、和平調停関係者)

6. おわりに

- ・ 真相解明の難しさとスレブレニツァの真相解明に EU の果たした役割
セルビア人共和国による「スレブレニツァ調査委員会報告書」(2004/6)・その補遺
(2004/11)
- ・ ジェノサイド予防に果たす世論の重要性・私たちの責任